

# 令和7年氷川町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時：令和7年10月10日（金） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：12名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 欠
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：10名

1番 片山 一哉	2番 欠	3番 宮本 一夫
4番 田中 幸喜	5番 中川 正人	6番 増住 公成
7番 前田 洋志	8番 有田 達也	9番 立川 清一郎
10番 鉄島 敬一	11番 松田 継司	12番 丸山 修二
13番 本田 進		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地への地目変更について

日程5. 議案審議

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について

議案第41号 農用地利用集積等促進計画書（所有権移転）について

議案第42号 農用地利用集積等促進計画書（利用権設定）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 田中 宏幸

主事 上田 菜月

## 7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和7年氷川町農業委員会第10回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長

<挨拶>

永田議長

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、4番、前田委員、5番、木野委員を指名いたします。

つぎに報告事項についてです。

報告(1)について事務局より説明願います。

田中係長

報告(1)についてご説明します。1ページをご覧ください。申出人の住所氏名、物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申出内容については、家屋を解体し、農地として利用しているので、地目変更を行いたいと申し出がありました。

申出物件は、地目が宅地になっており、現在では、家屋を解体し、栗の木を植え付けされており、農地として利用されています。

10月2日(木)9:30～中田委員と現地確認を行い、農地であることを確認しました。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長

何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

次に議案審議についてです。

まずはじめに、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。

番号1について事務局より説明願います。

田中係長

議案第39号についてご説明します。

2ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区、県道氷川八代線、宮原竜北農免道路の三叉路にある農地で、売買による所有権移転の許可申請です。

当該農地は、周辺が、譲受人の農地に囲まれた農地であり、今回、譲受人の所有する農地をまとめ一体的に農地として利用したいと申出があり、売買による所有権移転をすることに合意され申請されました。

譲受人は農業をされており、今回取得される農地にはこれまでどおり、果樹（梨）を栽培し、農地を効率的に管理・利用されると思われ、許可要件を満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を木野委員よりお願いします。

木野委員 10月3日午後1時30分より、申請者立会いのもと現地を確認いたしました。

申請地及び譲受人は、許可要件を満たしていると思われま

すので、審議方、お願いします。

永田議長 以上で報告を終わります。ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はあり

ませんか。

永田議長 (異議なし) 異議もないようですので、議案第39号、番号1について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案の通り決定いたします。つぎに、議案第40号農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について上程します。

事務局より説明願います。

田中係長 議案第40号について説明します。

資料は3Pページをご覧ください。買入協議は対象農地が農地の集積・集約にはこの買入は必要との判断を農業委員会が行うと町に対して、農業公社・申出者に通知をするように要請することができます。

今回の案件は9月のあっせん会議で売買の協議を行いました。が、不調となりましたので本総会に諮り、買入協議を町へ要請を行うものです。町へ要請を行い、再度農地のあっせん売買を行うことにより譲渡所得税の特別控除額が800万円から1,500万円まで拡大され農地の所有者におきましても大変有利な制度となります。

今回の案件は2件です。内容は3ページのとおりとなります。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第40号について採決します。要請することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって本案は原案の通り決定いたします。次に、議案第41号農用地利用集積等促進計画書(所有権移転)について上程します。事務局より説明願います。

田中係長 議案第41号についてご説明します。資料は、4ページをご覧ください。

今月の契約は1件で、公社の買入です。譲受人、譲渡人、所有権を移転する農用地、10aあたりの金額および対価などは資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが何かご意見ありませんか。

(意見なし)

永田議長 異議もないようですので議案第41号については、機構法第18条第11項の規定に基づき、熊本県農業公社へ計画策定の要請を行います。

次に議案第42号農用地利用集積等促進計画書(利用権設定)について上程します。事務局より説明願います。

上田主事 議案第42号についてご説明します。5ページをご覧ください。この案件は全部で7件ありまして、農業公社を通した農地バンクの案件です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第42号については機構法第18条第11項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要請を行います

以上で本日の議案審議は終了です。

委員の皆さまから質問等はありませんか。

(質問なし)

永田議長            それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願い  
いたします。

坂梨事務局長    —〈連絡事項について説明〉—

井副副会長        それでは、閉会を行います。

                      以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これを  
もちまして総会を閉会します。

(午後 13 時 49 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)